

平成 27 年度 活動実績

平成 27 年度においては、会員企業の財務活動を取り巻く諸状況を踏まえ、主に「マイナス金利政策導入への対応」、「社債市場の活性化・拡大に向けた活動」、「海外事業展開等に係る企業財務の課題抽出・提言」、「税制・規制改正等に向けた取り組み」を行った。それぞれの具体的な活動内容は、以下のとおりである。

1. マイナス金利政策導入への対応

日銀のマイナス金利政策導入による会員企業の資金調達上の課題解決に向けた活動

平成28年2月の日銀による「マイナス金利付き量的・質的金融緩和」の導入に伴い、取引金融機関から「基準金利（TIBOR/LIBOR等）」もしくは「最終的な適用金利」にゼロ%の下限値（フロア）の設定を要請されるケースが増え、対応に苦慮しているとの会員企業からの声を受け、課題解決に向けて活動した。

まず、平成28年3月に全会員企業に対して、マイナス金利導入の影響と課題について緊急アンケートを実施した。アンケートの集計結果は各会員企業にフィード・バックし、また、アンケート結果に基づき、経済産業省産業資金課および金融庁関係諸部署を訪問し、事業会社におけるマイナス金利政策導入の影響を説明するとともに課題解決に向けた対応・協力を要請した。

その後、平成28年5月には会員企業のニーズをより細かく吸い上げ、課題に対応するため、「マイナス金利導入に伴う資金調達上の課題に関する分科会」を設置した。同分科会には、当課題に特に関心を有する会員18社が参加し、これまで計3回会合を開催した。第1回分科会では、経済産業省産業資金課からオブザーバー参加を頂き、各会員企業の抱える課題や関心について意見交換を行うとともに分科会参加企業を対象にアンケートを実施した。また、第2回分科会では、分科会参加者から要望の多かった日銀との意見交換会を行った。日銀から調査統計局経済調査課の中村課長を招聘し、マイナス金利政策に係る講話を頂くとともに、マイナス金利政策の導入が事業会社の資金調達に与える影響などについて意見交換を行った。そして、第3回分科会では、金融法委員会から現職の委員を招聘し、平成28年2月に公表された資料「マイナス金利の導入に伴って生ずる契約解釈上の問題に対する考え方の整理」に関するヒアリングを行った。金融法委員会は、金融取引の実務経験を有する弁護士および金融取引に関する法律を専門とする学者が自発的に設立した委員会であり、上記資料において金融機関借入に係るマイナス金利の取扱いなどについて一定の見解を示している。会員企業が金融機関と条件交渉を行う際、同見解が頻繁に持ち出されるとの声を受けて開催したものであり、活発な質疑が行われた。

以上の取り組みにより、当課題について関係各方面に情報発信するとともに、個々の会

員企業が金融機関からの借入に際して交渉を行う際、より円滑に交渉を進める一助となり得る情報を提供することに努めた。

2. 社債市場の活性化・拡大に向けた活動

「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」および「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」を中心とする、社債による資金調達の円滑化に向けた活動

日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」が設置した「社債の価格情報インフラの整備等に関するワーキング・グループ」および「社債市場の活性化に向けたインフラ整備に関するワーキング・グループ」に、当協議会からも発行体側からの提言のため、会員企業にご参加頂いている。

これらのワーキング・グループでの討議を経て、社債の価格情報のインフラ整備については、長年の課題であった社債の取引情報の報告・発表制度が、平成 27 年 11 月より開始された。また、証券保管振替機構の情報伝達インフラの整備に関しては、平成 28 年 4 月より社債情報伝達サービスが開始された。

なお、直近のワーキング・グループでは、社債管理人制度における社債要項及び業務委託契約の報告書案、コベナンツ開示例示集案等について検討を重ねている。

また、平成 28 年 5 月には、日本証券業協会の主催する「社債市場の活性化に向けたフォーラム」が開催され、当協議会の会員企業からもパネルディスカッションのパネラーとしてご参加頂いた。同フォーラムでは、マイナス金利政策の導入、日銀の買入オペ、調達金利のゼロ%フロア問題が合わさり、社債の信用スプレッドが個社の信用力とは別に拡大している点について問題提起を行うなど、発行体の立場から投資家や市場関係者などに対して情報を発信している。

3. 海外事業展開等に係る企業財務の課題抽出・提言

「高度金融人材産学協議会」と連携したグローバル・キャッシュ・マネジメントの検討

当協議会では、昨年度に引き続いてグローバル・キャッシュ・マネジメントをテーマの 1 つに掲げてきた。同テーマについては、経済産業省産業資金課が事務局を務める高度金融人材産学協議会と連携を図り、論点整理を行った。

高度金融人材産学協議会の開催する研究会およびワーキング・グループには、当協議会の会員企業からも複数のご参加があり、事業会社の立場から提言頂いている。また、同協議会からの要請に基づき、グローバル・キャッシュ・マネジメントを取り巻く各種規制に関して、当協議会の全会員企業を対象にアンケートを実施した。アンケートの集計結果は、

ワーキング・グループの基礎資料に反映され、活発な討議が行われた。また、その内容は、全会員企業にフィード・バックし、情報共有を図っている。

その他、事業会社における実務上の課題が、高度金融人材産学協議会での議論により反映されるよう、同協議会との間で平成 27 年度取り組みに関する意見交換を実施した。

4. 税制・規制改正等に向けた取り組み

企業グループのキャッシュ・マネジメントに係る貸金業法の適用緩和に向けた取り組み

企業グループにおけるキャッシュ・マネジメントに係る貸金業法の適用緩和に関しては、当協議会から金融庁に対して法令改正の要望を行い、必要な協力を継続してきた。

そうした中、平成 27 年 11 月に開催された金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ（第 3 回）」において、「合弁会社株主の 100%子会社（金融子会社）からの貸付け」および「事業再編等に伴うつなぎ融資」の 2 点について、議題として取り上げられた。同ワーキング・グループ参加者からは、貸金業法の適用緩和に肯定的な意見が相次ぎ、金融審議会総会・金融分科会に対するワーキング・グループ報告書には制度の見直しが必要な事項として盛り込まれたところである。

足下では、具体的な政令改正に繋がるのを見届けるため、金融庁に適宜働きかけを行いながら、動向を注視している。

以 上